

# 1.松原市水安全計画

水安全計画とは市民のみなさまにいつでも安全・安心な水道水をお届けするシステムの構築により、水道水の安全性を向上させるための計画です。水道水をみなさまのもとに届けるには様々なリスクが存在します。例えば、水道工事などによる赤水の発生や配管内での水道水の滞留による残留塩素（消毒の効果）不足などです。これらのリスクを未然に防ぐために管理基準、監視方法、対応策などをとりまとめて松原市の水道システムを構築するために松原市水安全計画を策定しました。

## 「水安全計画の目的」

### 1. 安全性の向上

危害（リスク）を把握し必要な対応をマニュアル化することにより、迅速な対応が可能となり、水道水に対する安全性が向上します。

### 2. 維持管理の向上・効率化

管理方法が明らかになり、水道システム全体の維持管理水準が向上します。

### 3. 技術力の維持・向上

対応方法の文書化や継続的な見直しにより、水道システムの維持管理、技術力を更に高めていくことができます。

### 4. 需要者への説明責任

水安全計画に基づいた管理と記録により、水道水の安全性を説明することができます。

### 5. 一元管理

水道システム全体を一元的に管理でき、統合化が図れます。

## 「水安全計画の策定」

### 危害（リスク）の洗い出しと分析

水道水の安全をおびやかす可能性のあるすべての危害（リスク）を洗い出し、影響などを分析します。

### 危害（リスク）に対する管理措置の設定

危害（リスク）に対する管理基準、監視方法を設定します。

### 異常時における対応方法の設定

管理基準を逸脱した場合や緊急時の対応を設定します。

### 継続的な見直し

継続的に計画の対応を見直し・改定を行い、水道水の信頼度を更に向上させます。

## 「水安全計画の適正な管理と運用」

### ◎計画（Plan）

・水安全計画の策定及び改定

### ◎運用（Do）

・水安全計画に基づいた運用

早急な対応

### ◎改善（Action）

・水安全計画全体の  
見直し

### ◎点検（Check）

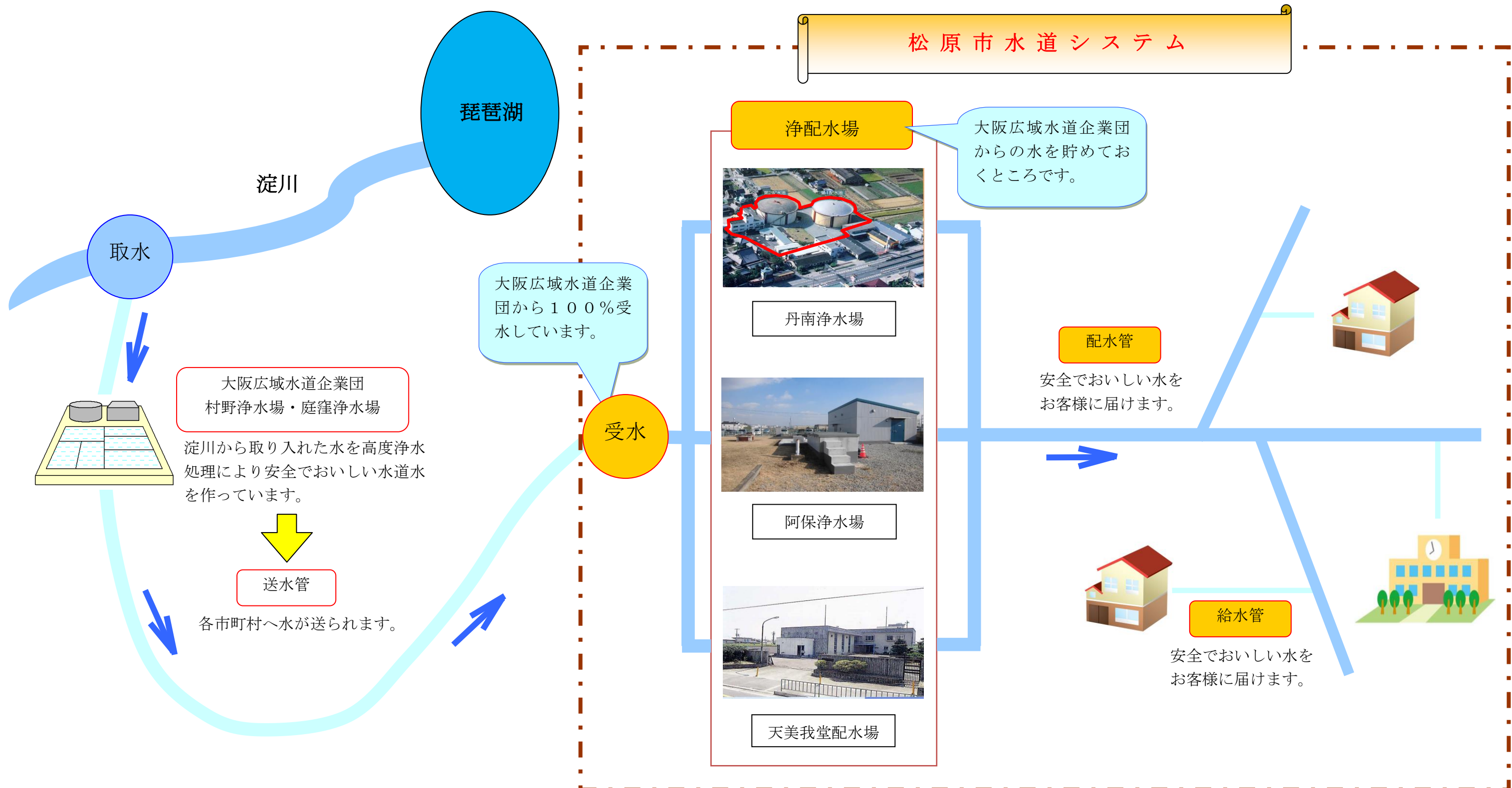
・定期的に計画の  
妥当性、実施状況  
を確認

継続的な PDCA サイクルによる管理運用で安全性の向上を目指します。

## 2.松原市の水道について（松原市水道システム）

大阪広域水道企業団が淀川から取水した水を高度浄水処理により、安全でおいしい水を製造し、その水を丹南浄水場、阿保浄水場、天美我堂配水場の3箇所の配水池に貯めて、必要に応じて市内に配水しています。

高度浄水処理とは、一般的な浄水処理では除去できない有害物質、かび臭などを除去することができる浄水処理のことです。



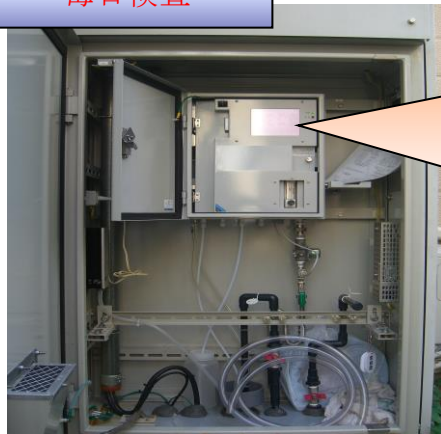
### 3.松原市の水質管理

- 1) 松原市では、企業団の水質を常時監視するとともに、市内3箇所から配水するときには消毒の効果を適正に保持するように必要に応じて消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）を適宜注入しています。
- 2) 厚生労働省が定めた水質検査として、毎日検査（色・濁り・消毒の効果）と定期水質検査を実施しています。
- 3) また浄配水場及び市内5箇所に水質監視装置を設置して、24時間連続で水質の安全性を確認しています。

#### 「水質検査」

- ・毎日検査（水質監視装置により水質を24時間連続監視）
- ・定期水質検査（河南水質管理ステーションで実施）

#### 毎日検査



水質監視装置

#### 測定項目

濁度
色度
残留塩素
pH
電気伝導率
水温
水圧

#### 定期水質検査



河南水質管理ステーション

河南水質管理ステーションとは  
水質管理の向上と強化、また人員及び機器の集約による効率化を図るために、大阪広域水道企業団と松原市を含む近隣の10市町村が共同で平成25年度に設立した組織のこと。

#### 「水質監視装置設置測定場所」



市内5箇所で設置された水質監視局と各浄・配水場の水質データは、市役所7階の中央監視室において24時間連続監視を行っています。



中央監視室



## 4.異常時の対応について

危害（リスク）になる事象が発生した場合、すなわち異常が発生した場合には、「松原市水安全計画」に従い、迅速・正確な対応ができるようになります。

### 「異常時の対応例」

#### 【異常の検知】

お客さまからの問い合わせや水質監視局等で、水道水の濁度、色度等の異常を把握



#### 【発生原因の想定】

- ・受水水質の異常
- ・水道工事に伴う濁水の混入
- ・水道バルブの開閉操作による沈積物の流出
- ・火事による消火栓の使用 等



#### 【事実の確認】

- ・お客様への情報確認
- ・企業団への確認
- ・工事通知書等による工事状況の確認
- ・水道バルブの開閉操作有無の確認
- ・火災による消火活動の確認
- ・その他現地確認 等



#### 【対応措置】

管理基準を逸脱していた場合の対応

- ・お客様へのお知らせ
- ・消火栓等による洗管作業の実施
- ・洗管作業後、濁度、色度等の水質検査を行い、異常がないことを確認する



「松原市水安全計画」により、**水道水の更なる安全性の向上**に努めていきます！

#### 【お問い合わせ先】

松原市上下水道部上下水道管理課  
〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号  
電話 072-334-1550 FAX 072-337-3145

